

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年(2026年)5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第35条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「及び第37条の3の3第1項」を「並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第37条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「次条第1項において同じ。」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第37条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第52条の2に規定

する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)

又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第37条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第58条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第62条第1項中「同月28日まで」を「同月26日まで」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和

12年」に改める。

附則第6条の4中「又は第19条第1項」を「、第18条の3第1項又は第19条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中第17項を第25項とし、第10項から第16項までを8項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の8項を加える。

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{5}$ とする。

15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{7}{12}$ とする。

附則第9条の2第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

附則第16条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時にお

いて地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第37条の2第1項ただし書、第37条の3の2及び第37条の3の3の改正規定並びに附則第5条の改正規定及び附則第6条の3第1項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和9年1月1日

(2) 第58条及び第62条第1項の改正規定並びに附則第7項の規定 令和9年4月1日

(3) 第35条の7第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2の改正規定並びに附則第5項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第6条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第4項及び第6項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

##### (市民税に関する経過措置)

2 改正後の宝塚市市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の3第1項及び第2項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の宝塚市市税条例第37

条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新条例附則第6条の4の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び附則第6項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の議

渡について適用する。

6 新条例附則第18条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

7 新条例第58条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

8 新条例第62条第1項の規定は、令和9年4月1日以後に課する固定資産税について適用し、同日前に課された固定資産税については、なお従前の例による。

9 新条例附則第9条の2第10項から第17項までの規定は、令和8年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。)附則第15条24項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 新条例附則第9条の2第26項の規定は、令和8年4月1日以後に新法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に対して課する令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除) 第35条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項 _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項 _____において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下こ</p>	<p>(寄附金税額控除) 第35条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下こ</p>

の条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2~9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、

合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) (略)

2~4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第52条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

の条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2~9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)

の氏名

(3)・(4) (略)

2~4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第52条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得税割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。))の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得税割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有す

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第58条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固

る者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に

記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出

することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第58条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固

定資産税の課税標準となるべき額が土地  
\_\_\_\_\_にあつては30万円、家屋にあつては20  
万円、償却資産にあつては150万円に満たな  
い場合においては、固定資産税を課さない。

(固定資産税の納期)

第62条 固定資産税の納期は、次のとおりとす  
る。

- 第1期 5月17日から同月31日まで
- 第2期 7月17日から同月31日まで
- 第3期 12月17日から同月28日まで
- 第4期 2月17日から同月末日まで

2・3 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合  
の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年  
度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の  
5第3項の規定に該当する場合における第35  
条の2の規定による控除については、その者  
の選択により、同条中「同条第1項」とあるの  
は「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」  
とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3  
項の規定により読み替えて適用される法第  
314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」  
として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成22年度から令和20年度までの  
各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納  
税義務者が前年分の所得税につき租税特別  
措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適  
用を受けた場合(同法第41条第1項に規定す  
る居住年が平成21年から令和7年までの各  
年である場合に限る。)には、法附則第5条の  
4第5項(同条第7項の規定により読み替えて  
適用される場合を含む。)に規定するところ  
により控除すべき額を、当該納税義務者の第  
35条の3及び第35条の6の規定を適用した場  
合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特  
例)

第6条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市  
民税の所得割の納税義務者が、法第314条の  
7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に

定資産税の課税標準となるべき額が土地又  
は家屋にあつては30万円  
\_\_\_\_\_,償却資産にあつては180万円に満たな  
い場合においては、固定資産税を課さない。

(固定資産税の納期)

第62条 固定資産税の納期は、次のとおりとす  
る。

- 第1期 5月17日から同月31日まで
- 第2期 7月17日から同月31日まで
- 第3期 12月17日から同月26日まで
- 第4期 2月17日から同月末日まで

2・3 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合  
の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度以後\_\_\_\_\_の各年  
度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の  
5第3項の規定に該当する場合における第35  
条の2の規定による控除については、その者  
の選択により、同条中「同条第1項」とあるの  
は「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」  
とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3  
項の規定により読み替えて適用される法第  
314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」  
として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成22年度から令和25年度までの  
各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納  
税義務者が前年分の所得税につき租税特別  
措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適  
用を受けた場合(同法第41条第1項に規定す  
る居住年が平成21年から令和12年までの各  
年である場合に限る。)には、法附則第5条の  
4第5項(同条第7項の規定により読み替えて  
適用される場合を含む。)に規定するところ  
により控除すべき額を、当該納税義務者の第  
35条の3及び第35条の6の規定を適用した場  
合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特  
例)

第6条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市  
民税の所得割の納税義務者が、法第314条の  
7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に

該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の4第1項、第15条の5第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第18条の2第1項又は第19条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の4第1項、第15条の5第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第18条の2第1項、第18条の3第1項又は第19条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～9 (略)

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは附則

第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

議案第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年(2026年)5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「同月28日まで」を「同月26日まで」に改める。

附則第20項を附則第21項とし、附則第19項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項から第16項まで」を「附則第15項から第17項まで」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第18項とし、同項の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付する。

附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を

付する。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、令和9年4月1日以後に課する都市計画税について適用し、同日前に課された都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第7項の規定は、令和8年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に対して課する令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 5月17日から同月31日まで</p> <p>第2期 7月17日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月17日から同月28日まで</p> <p>第4期 2月17日から同月末日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。 )又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の</p>	<p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 5月17日から同月31日まで</p> <p>第2期 7月17日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月17日から同月26日まで</p> <p>第4期 2月17日から同月末日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。 )又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の</p>

都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17 (略)

18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税

都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

14 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

18 (略)

19 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税

標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

20 (略)

標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項から第17項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第16項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

20 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

21 (略)

宝塚市市税条例の一部を改正する条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要

令和8年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日以降順次施行されること等から、市税条例及び都市計画税条例の一部を改正しようとするもの

1 個人市民税

(1) 住宅ローン控除の適用期限の延長（市税条例附則第6条の3等関係）

住宅ローン控除の適用期限を5年間延長し、令和25年度までとする。

（令和9年1月1日施行）

(2) 特定暗号資産等に係る特例の新設（附則第18条の3等関係）

暗号資産に対する課税を当面の間、株式等と同様に分離課税とし、個人市民税については3%とする特例を新設

（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律

（令和8年法律第●号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行）

2 固定資産税・都市計画税

(1) 免税点の引上げ（市税条例第58条関係）

令和9年度課税以降の固定資産税の免税点を、家屋については現行の20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に変更する。なお、土地に係る免税点は、30万円に据え置く。

（令和9年4月1日施行）

(2) 納期の変更（市税条例第62条及び都市計画税条例第5条関係）

令和9年度課税以降の固定資産税及び都市計画税第3期の納期について、現行の12月28日から12月26日へ変更

（令和9年4月1日施行）

(3) わがまち特例（市税条例附則第9条の2第10項等、都市計画税条例附則第7項関係）

ア 再生可能エネルギー発電設備に対する特例措置の見直し

（ア）太陽光発電設備に係る部分について、対象をペロブスカイト太陽電池に限定する

見直しを行った上で、適用年限が3年延長され、課税標準に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じるものとされた。

本市においては、3分の1と規定する。

- (イ) 風力発電設備に係る部分について、対象設備を一定の洋上風力発電設備や地域との共生が図られた一定の陸上風力発電設備に限定する見直しを行った上で、適用年限が3年延長され、洋上風力発電設備については課税標準に5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を、陸上風力発電設備については3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を、それぞれ乗じるものとされた。

本市においては、洋上風力発電設備については5分の3と、陸上風力発電設備については2分の1と、それぞれ規定する。

- イ 改修特別特定建築物（定率減額（3分の1）からわがまち特例へ移行）

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税・都市計画税の減額措置について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（平成18年法律第91号。いわゆる「バリアフリー法」）に規定する特別特定建築物全般を対象とするなど、幅広くバリアフリー化を促すよう見直しを行った上、適用期限が3年間延長され、課税標準に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じるものとされた。

本市においては、3分の1として規定する。

ア、イ共に、課税客体の取得等が令和8年4月1日以降のものに遡及して適用

（公布の日施行）

### 3 その他

- (1) 地方税法等の改正に伴い、所要の整備を行う。
- (2) 地方税法等の改正による変更点（市税条例の改正は伴わない。）

#### ア 給与所得控除の見直し

所得税と同様に、個人市民税における給与所得控除の上限額を、現行の65万円から、給与収入に応じて最大74万円（引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）に引き上げる。なお、基礎控除については、所得税のみの改正であるため、変更なし。

イ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

所得税と同様に、個人市民税における扶養親族等の所得要件について、現行の58万円から62万円に引き上げる。

ウ ひとり親控除の見直し

所得税と同様に、個人市民税におけるひとり親控除について、現行の30万円から33万円に引き上げる。